

調達（入札）説明書

三 体 協 第 1 4 5 5 号

公告日：2018年2月10日

本調達（入札）に参加される方は、下記の事項を十分ご理解いただいたうえで調達（入札）にご参加ください。

なお、公益財団法人三重県体育協会（以下「本協会」という。）は三重県が認可する公益財団法人であることから、一部条件等に三重県の定める基準を準用しています。

また、本調達（入札）は、寝具等の賃貸借料及びシーツ類の賃貸借及び洗濯代をシーツ類1組あたりの単価金額で入札する競争入札となります。

1、事項及び内容

案件名：三重県立鈴鹿青少年センター寝具等賃貸借等業務（単価契約）

内 容：三重県立鈴鹿青少年センターで使用する寝具及びシーツ類の賃貸借及び洗濯業務

2、履行期間及び履行（納品）場所

（1）履行期間 2018年4月1日使用分から2023年3月31日使用分まで

（2）履行（納品）場所 鈴鹿市住吉町南谷口 三重県立鈴鹿青少年センター

3、参加資格及び落札者に必要な資格

（1）参加資格

- ①当該調達（入札）に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ②暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ③三重県内に本店、支店又は営業所等を有していること。

（2）落札資格

- ①三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- ②三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札停止要件に該当しないこと。
- ③三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- ④クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条又は第5条第2項の届出がされていること。
- ⑤上記の④以外に、業務の実施に必要な許認可等が必要な場合に許認可を受けている者であること。
- ⑥過去5年間で、宿泊定員200名以上の宿泊施設において、寝具等賃貸借及び洗濯業務を通算3年以上の納入実績（6ヶ月以上の継続実績）

4、入札者及び落札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、下記の（１）の書類を、13の（３）の②に記載の締切日までに入札事務を担当する者（以下「入札担当者」という。）まで提出してください。

なお、入札担当者は提出された証明書類等に対する説明等を依頼する場合があります。

また、落札候補者については、下記の（２）から（６）の書類を13の（６）の①に記載の締切日までに提出していただきます。

- （１）調達（入札）参加資格確認申請書（様式１）
- （２）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３） 未納税額がないこと用」（所管税務署が６ヶ月以内に発行したもの）の写し
- （３）三重県内に本店、支店又は営業所等を有する事業所にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去６ヶ月以内に発行したもの）の写し
- （４）クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条又は第5条第2項の届出がされていることが証明できる書類の写し
- （５）上記（４）以外に、業務の実施に必要な許認可等が必要な場合に許認可を受けている者であること。
- （６）過去５年間で、宿泊定員200名以上の宿泊施設において、寝具等賃貸借及び洗濯業務を通算3年以上の納入実績（６ヶ月以上の継続実績）（様式２）

5、入札方法及び落札者の決定方法について

- （１）資料1「入札に際しての注意事項」によるものとします。
- （２）落札候補者については、3の（２）の落札資格の確認を行った後に落札決定となります。
- （３）入札保証金は、免除とします。

6、契約方法に関する事項

- （１）契約条項は、資料2の契約書（案）を基本とし、落札者と協議のうえ決定します。
- （２）契約保証について

契約保証については、下記のとおりとします。

①契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続き中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は契約金額の100分の30以上とします。

②本協会会計規程により契約保証金を免除する場合があります。なお、契約保証の免除を判断するために、過去3年間に当該契約と規模等を同じくする契約を締結し、適正に履行した実績の有無を示す証明書の提出を依頼する場合があります。

- （３）契約事務については、入札担当者が行います。
- （４）契約書は発注者と受注者で2通作成し、それぞれが保有します。

なお、契約金額は入札金額に記載された額とし、消費税については発行請求書月の消費税率により算出するものとします。

7、監督及び検査

契約条項の定めに基づき、監督及び検査を行います。

8、契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払時期

契約条項の定めに基づき行います。

9、入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10、暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条及び第4条の規定により落札停止要綱に基づく落札停止措置を受けたときには、契約を解除することができるものとします。

11、不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

①断固として不当介入を拒否すること。

②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

③入札担当者に報告すること。

④契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、入札担当者と協議を行うこと。

(2) 受注者が(1)②又は③の義務を怠った時には、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12、その他

(1) 本件入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、質疑申請書（様式3）を13の(1)の①に記載の締切日時までに行うものとします。

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、入札担当者に説明を求め、条件等を十分ご承知おきください。入札後に不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律、三重県における諸規程、本協会の定める諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合は、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合は、本協会が定める個人情報の取扱規程を遵守しなければなりません。

ん。

- (6) その他必要な事項は本協会の定める規定によることによります。
- (7) 入札参加者が1社の場合でも本件入札は成立します。
- (8) 開札の結果、高落札率で談合・連合等不正な行為の疑義がある場合、落札決定を保留したうえで、入札参加者全ての入札金額内訳書の確認・審査を行うこととし、入札金額内訳書の不明な点を説明しない者は失格とするなどの措置を講ずる場合があります。

13. 入札に関する期間の設定

(1) 質疑等の提出締切日時及び回答日時

①提出締切日時及び提出先

期日：2018年2月24日（土）必着

提出先：〒513-0825 鈴鹿市住吉町南谷口

三重県立鈴鹿青少年センター

※郵送の場合は、簡易書留など受け取りの確認できる郵送方法とする。

※FAXの場合は、受信確認を行うこと。

②回答日

2018年3月2日（金）までに回答を行います。

(2) 同等品申請の提出締切日時

2018年2月24日（土）までに申請を行ってください（任意様式）。ただし、申請された同等品の審査等を行い、認められない場合もあります。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の提出締切日時

①提出締切日時

提出締切日時：2018年2月24日（土）必着

②提出方法

次の場所に郵送又は持参により上記①の期日までに提出してください。

〒513-0825 鈴鹿市住吉町南谷口

三重県立鈴鹿青少年センター

(4) 入札書提出の締切

①締切日 下記（5）の①の日時まで

②内訳書の提出の要否 [要 ・ 不要]

(5) 入札及び開札の日時及び場所

①日 時 2018年3月9日（金） 10時

②場 所 〒513-0825 鈴鹿市住吉町南谷口

三重県立鈴鹿青少年センター第1研修室

(6) 落札者に求める提出書類の締切日及び提出場所

- ①提出締切日 2018年3月16日(金) 必着
- ②提出場所 〒513-0825 鈴鹿市住吉町南谷口
三重県立鈴鹿青少年センター

落札候補者にあつては、入札実施後に4の(4)及び(5)の書類を入札担当者に提出していただきます。なお、提出された書類について、入札担当者が説明を求める場合があります。

(7) 現地確認

履行場所の現地確認を希望する事業所は、下記の期間内に入札担当者まで事前に連絡のうえ現地確認を行うことができます。なお、現地確認については、入札担当者が時間調整等を行いますのであらかじめご了承ください。

- ①現地確認期間 2018年2月18日(日)から同年2月20日(火)16時まで
- ②確認時間 希望日の9時から16時

14, 入札及び契約事務担当

公益財団法人三重県体育協会
三重県立鈴鹿青少年センター 担当：西川・三谷
TEL：059-378-9811
FAX：059-378-9809

15, 様式及び添付資料等

(1) 様式

- ①調達(入札)参加資格確認申請書(様式1)
- ②契約履行証明書(様式2)
- ③質疑申請書(様式3)
- ④入札書(様式4)

(2) 資料

- 資料1：入札に際しての注意事項
- 資料2：契約書(案)

入札に際しての注意事項

- 1, 本項の(1)から(3)は参加資格、(4)から(9)は落札資格となります。
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32号第1条各号に掲げる者でないこと。
 - (3) 入札参加地域要件が定められている場合は、それに該当している者であること。
 - (4) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者でないこと。
 - (5) 落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと、又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
 - (6) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (7) クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条又は第5条第2項の届出がされていること。
 - (8) 当該案件の履行に際して上記(7)以外に許認可等が必要な場合に許認可を受けている者であること。
 - (9) 過去5年間で、宿泊定員200名以上の宿泊施設において、寝具等賃貸借及び洗濯業務を通算3年以上の納入実績(6ヶ月以上の継続実績)
- 2, 落札候補者は、落札資格確認のため、入札担当者が指示する提出期限までに、下記の書類を提出してください。
 - (1) 納税確認書(三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し
 - (2) 消費税及び地方消費税についての納税証明書(所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し
 - (3) クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条又は第5条第2項の届出がされていることが証明できる書類の写し
 - (4) 上記1の(8)に該当する場合は、それを証明する書類の写し(必要とする場合に提出)
 - (5) 過去5年間で、宿泊定員200名以上の宿泊施設において、寝具等賃貸借及び洗濯業務を通算3年以上の納入実績(6ヶ月以上の継続実績)を証明する書類(様式3)
- 3, 入札価格は、指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額(免税事業者にあつては、契約希望額に108分の100を乗じた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
なお、入札価格は、シーツ1組1回利用の料金を入札金額とします。
- 4, 入札担当者は、必要に応じて追加資料等の提出を求めることができます。
- 5, 入札額同額による落札候補者が2社以上ある場合は、くじ引きで落札候補者を決定します。くじ引きの方法等については、入札担当者が別途参加事業所へ連絡を行います。
- 6, 入札参加者がいない場合は、原則として再度入札を行います。
- 7, 入札書は提出されたが、最低入札額が予定価格の範囲を超える場合は、最低入札額を提示した事業所と随意契約交渉を行います。なお、入札回数は2回を限度とします。
- 8, 次の各号に該当する者の提出した入札書は無効となります。
 - (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、二以上の入札をしたとき。

- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (4) 入札に際して談合等の不正があったとき。
- (5) 指定時刻までに入札書が入札担当者へ届かなかったとき。
- (6) 入札者が入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
- (7) 入札金額内訳書の提出が必要な場合に下記の①から③いずれかに該当するとき
 - ①入札金額内訳書を提出しないときもの。
 - ②入札金額内訳書の金額と入札書の金額が一致しないとき。
 - ③記載すべき事項が欠けているとき。
- (8) その他、契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

9、契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続き中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は契約金額の100分の30以上とします。

本協会会計規程により契約保証金を免除する場合があります。なお、契約保証の免除を判断するために、過去3年間に当該契約と規模等を同じくする契約を締結し、適正に履行した実績の有無を示す証明書の提出を依頼する場合があります。

- 10、受注者が、暴排要綱第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 11、受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ①断固として不当介入を拒否すること。
 - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ③入札担当者に報告すること。
 - ④契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、入札担当者と協議を行うこと。
- 12、受注者が11の②又は③の義務を怠った時には、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 13、契約書の作成及び提出については、本協会会計規程によります。
- 14、入札参加者が1者の場合でも入札は成立となります。
- 15、公告、調達（入札）説明書及び注意事項に記載のない事項については、本協会の規定によるものとします。

- 1, 業務の名称 三重県立鈴鹿青少年センター寝具等賃貸借
- 2, 履行場所 〒513-0825 鈴鹿市住吉町南谷口
三重県立鈴鹿青少年センター
- 3, 履行期間 2018年4月1日使用分から2023年3月31日使用分まで
- 4, 契約金額 リネン料1泊目 ●●●●●円（税抜き）
- 5, 契約保証金 免除

公益財団法人三重県体育協会（以下「甲」という。）と●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、上記業務について契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結を証するために、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

●●●●年●月●日

（発注者 [甲]）

（受注者 [乙]）

三重県立鈴鹿青少年センター寝具等賃貸借契約の条項

(総則)

- 第1条 甲は、本契約に関し、次の各条項に定めるほか添付仕様書（付随する一切の書類を含む。以下「仕様書等」という。）に基づき三重県立鈴鹿青少年センター寝具等賃貸借（以下「本業務」という。）を、表紙の契約金額及び契約期間をもって乙に発注し、乙はこれを受注するものとする。
- 2 前項の仕様書等に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(賃貸借物品)

- 第2条 甲が乙から賃貸借する物品は、別紙仕様書等に基づくものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 乙は、本契約に属する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってはこの限りではない。

(秘密の保持)

- 第4条 乙は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 本条の規定は、本契約終了後又は契約解除後も適用する。

(再委託の制限)

- 第5条 乙は、本契約の履行について、本業務の一部を第三者に委託する場合は、予め（再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した）書面により甲の承認を得なければならない。

(法令上の責任)

- 第6条 乙は、業務関係者に対する労働関係法令による全ての責任を負うものとする。
- 2 乙は、第5条の規定により本業務の一部を第三者に委託させた場合においては、その第三者に対する民法他法令上の一切の責任を負うものとする。

(業務上の損害)

- 第7条 乙は、本業務の実施にあたり、甲に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。また、第三者に損害を及ぼした場合も同様とする。
- 2 甲は、第三者に及ぼした損害について、その原因が甲の責に帰する事由による時、通常避けることができない天災・火災・騒音・振動・盗難その他不可抗力によるもの、又は乙が契約に基づき善良な委託業務の履行を怠らなかつたときは、これを賠償しなければならない
- 3 甲乙は、前項の場合その他委託業務を行うことについて、第三者との間に紛争が生じた場合においては、協力してその処理と解決にあたるものとする。

(仕様書の変更)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して仕様書等の内容を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認められるときは、甲乙協議のうえ契約金額を変更できるものとする。

(業務の中止)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙に通知して本業務の全部又は一部を中止させることができる。

(物価変動に基づく委託料の変更)

第10条 甲又は乙は、物価水準の変動により契約金額が著しく不相当となった場合には、相手方に対して契約金額の変更を求めることができる。

(契約金額の変更方法等)

第11条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙に意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 本契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合、又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(支払い方法)

第12条 乙は、毎月甲から報告される使用実績に基づき、甲に対し適法な請求書により代金の支払いを請求することができる。なお、消費税については、支払い対象月の月末時点の消費税率を適用するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に乙に対して代金を支払わなければならない。

3 甲の責に帰する事由により前項の支払期限までに代金を支払わない場合は、甲は支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号、以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率と同率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(履行遅延の違約金等)

第13条 乙の責に帰する事由により履行期限までに業務を完了できない場合において、履行完了期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は延滞金を付して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金の額は、履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じて未履行部分相当額に

支払遅延防止法に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率と同率を乗じた額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第14条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業団体が独占禁止法第8条第1項の規程に違反したことにより公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規程に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63号第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規程に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業団（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該機関（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該分野取引に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人にあつてはその役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45条）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同行に規定する賠償額を超える場合においては、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(不当介入に対する措置)

第15条 乙は、契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、断固として拒否し、その旨を速やかに甲に報告を行うとともに、警察に通報し捜査上必要な協力を行わなければならない。

2 甲は、乙が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置を行うときは、警察本部との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長等を行う場合がある。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

この場合、乙は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を甲に支払うものとする。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により契約期間中に業務を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 履行状況が著しく不誠実と認められ、又は本契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - (3) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
 - (4) 三重県が発注する物件関係契約に関して、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。
 - (5) 乙が、第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 前各号の他、乙がこの契約に違反したとき。
- 2 甲は、前項に規定により契約を解除したときは、契約を解除した月末までの使用分報告し、乙の請求に基づき支払わなければならない。
 - 3 乙は、第1項の規定により契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、その損害に相当する額について甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力により契約の履行が不可能となるとき。
 - (2) 甲の責に帰すべき理由により、乙がこの契約を履行できないとき。
- 2 前条第1項の規定は、前項第1項の規定により契約を解除した場合に準用する。
 - 3 第1項第2号の規定により契約を解除した場合には、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(解除に伴う措置)

第18条 契約が解除された場合において、乙は、次項以下の定める措置をとらなければならない。

(損害賠償)

第19条 第16条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して第16条第1項の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。

(賃貸借物品の賠償)

第20条 甲が、甲の責に帰すべき理由により賃貸借物品を紛失、焼失、破損その他の理由により乙に変換できない場合は、賠償金を支払いものとし、その金額は甲乙協議のうえ定めるものとする。

(業務の引継ぎ等)

第21条 乙は、本契約が終了し、若しくは全部又は一部を解除した場合において、甲及び甲が指定する者が業務を継続する（成果品等を利用した事業を含む。）ために必要な措置を講じ、支援するものとする。

- 2 前項に規定するほか、前項に規定する必要な措置及び支援の具体的な内容は、甲及び甲の指定する者と乙で協議のうえ定めるものとする。

(秘密の保持)

第22条 乙は、本契約により知り得た甲の業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

- 2 本条の規定は契約終了（解除を含む）後も適用する。

(調査等)

第23条 甲は、必要があると認めるときは、乙へ業務内容について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

(緊急の措置)

第24条 甲は、運営上緊急の措置を要する場合は、乙に対して必要な措置を執ることを求めることができる。

- 2 乙は、前項の措置を遅滞なく執らなければならない。また、措置完了後においては、甲へ遅滞なく報告しなければならない。
- 3 甲及び乙は、前項よる措置に要した費用のうち、契約金額に含めることが著しく不相当であると認められる部分については、協議のうえこれを負担するものとする。

(契約外事項)

第25条 本契約に定めのない事項は、日本国法令、三重県条例規則並びに公益財団法人三重県体育協会各規程の定めによるものとする。

(紛争又は疑義等の解決)

第26条 本契約に関して、紛争又は疑義が生じた場合は、甲乙信義誠実の原則に従い協議のうえ、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第27条 本契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。